

中国大陸と台湾における第三者再審制度 (2・完)

——日本法への示唆を兼ねて——

The Third-party Opposition Proceeding in Chinese Mainland and Taiwan (2):
And the Enlightenment on Japan

劉 穎*

目 次

- I はじめに
- II 第三者再審制度の概要
 - 1. 台湾の第三者再審制度の概要
 - 2. 中国大陸の第三者再審制度の概要
- III 第三者再審制度の立法目的
 - 1. 台湾の第三者再審制度の立法目的
 - 2. 中国大陸の第三者再審制度の立法目的 (以上, 第48巻第3号)
- IV 第三者再審制度をめぐる諸論点
 - 1. 第三者再審の訴えの対象
 - 2. 第三者再審の訴えの当事者
 - 3. 第三者再審の訴えの要件
 - 4. 第三者再審の訴えに対する判決の効力
 - 5. 第三者再審の訴訟手続
- V ま と め (以上, 本号)

* 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

IV 第三者再審制度をめぐる諸論点

1. 第三者再審の訴えの対象

中国民訴法では、第三者再審の訴えによる不服申立ての対象となる裁判は、判決に限らず、決定及び調停書も含む¹⁾。判決はともかく、調停書についても第三者再審が認められる根拠は、調停は中国において審判の実質を持つと解され²⁾、しかも、調停書は、確定判決と同一の効力を有するという点に求められる³⁾。また、決定は、権利関係の存否に触れず、手続的事項についてのみ判断するものであり、それについて第三者再審を認める必要がないから、立法の過誤とも指摘されるが⁴⁾、実務上、裁判は本来判決をもってなされるにもかかわらず、誤って決定をもってなされたことは少なくないので、決定について第三者再審を認めることには、必ずしも意味がないとは限らないといわれる⁵⁾。

台湾では、第三者再審を導入した当初（2003年）、判決についてのみ第三者再審が認められていたが、その後、家事事件法の制定（2012年）及び民事訴訟法の改正（2013年）により、一部の決定及び訴訟上の和解についても第三者再審が認められるに至っている⁶⁾。

- 1) 調停書については、日本法における裁判上の和解を記載した調書にほぼ当たると理解することができる。
- 2) 中国では、従前から調停の機能が重視されており、加えて、近年の司法改革により、裁判所は、その調停の権限が一層強化され、調停に達するために当事者に対して積極的な説得や勧誘をするのが通常であるという意味において、調停書には裁判所の判断が相当含まれるといえる。
- 3) 張衛平「中国第三人撤銷之訴的制度構成与適用」中外法学2013年第1期181頁。
- 4) 王福華「第三人撤銷之訴適用研究」清華法学2013年第4期59頁。
- 5) 張・前掲注3) 182-183頁。
- 6) 例えば、台湾民訴法380条は、「1和解が成立したときは、確定判決と同一の効力を有する。5第五編の一の第三者再審訴訟手続の規定は、第一項について準用する。」と規定する。また、台湾家事事件法33条1項は、「当事者は、処分

日本民訴法では、即時抗告の対象たる決定又は命令で確定したものについては、独自に再審の申立て（準再審）の対象になるとされるから（349条1項）、仮に第三者再審制度が導入されるのであれば、それ自体終局的な決定又は命令によって第三者の利益が害される場合、当該第三者に第三者再審の訴えを認める余地があるように思われる。また、訴訟上の和解が既判力を有するかについての立場の違いにより、訴訟上の和解に再審事由と同じ事由がある場合、再審の訴えによる取消しが認められるかという点で、見解が一致しないため、これは、更に訴訟上の和解について第三者再審が認められるかについての帰結の違いに結び付きうる。

2. 第三者再審の訴えの当事者

台湾民訴法507条の1の規定によれば、第三者再審の訴えの原告適格は、確定した他人間の終局判決につき「法律上の利害関係を有する第三者」に認められる。ここでいう「法律上の利害関係を有する第三者」の解釈について、議論がある。第一に、第三者再審の訴えの原告適格が、既判力が及ぶ第三者で権利が害された者に限るとする立場がある⁷⁾。第二に、第三者再審の訴えを提起しうる第三者は、判決効が及ぶ者でなければならないが、その効力は、既判力に限らず、反射効も含むとする立場がある⁸⁾。第三に、ここでいう「法律上の利害関係を有する第三者」は、台湾民訴法58条1項にいう「当事者双方の訴訟について法律上の利害関係を有する第三

することができない事項について、解決しようとする意思が合致に近いか、又は、その原因事実の有無につき争いがなときは、合意により、裁判所に対して決定を求めることができる。」と規定し、更に、同法35条は、「1第33条の決定が確定したときは、確定判決と同一の効力を有する。3第一項の確定決定の効力が及ぶ第三者は、民事訴訟法第五編の一の規定の準用により、原決定の取消しを申し立てることができる。」と規定する。

- 7) 民事訴訟法研究基金会編『民事訴訟法之研討（十三）』（三民書局、2006年）88頁（陳榮宗發言部分）。
- 8) 呂太郎「第三人撤銷之訴—所謂由法律上利害關係之第三人」月旦法學雜誌99期（2003年）37-41頁。

者」, すなわち, 私法上の地位が当事者の一方の敗訴により直接的又は間接的不利益を受ける第三者(補助参加人)と同様に解されるとする立場がある⁹⁾。このような学説状況の中, 台湾最高裁は, 2011年から3つの事件において, 第三者再審の訴えの原告適格を前訴の確定裁判の既判力が及ぶ者に限定する立場を示した¹⁰⁾。前述のとおり, 立法理由書は, 職権によ

9) 陳榮宗「第三人撤銷訴訟之原告當事人適格」月旦法學雜誌115期(2004年)187頁, 陳榮宗=林慶苗『民事訴訟法(下)』(三民書局, 2010年)809-810頁, 陳計男『民事訴訟法論(下)』(三民書局, 2011年)431頁。

10) 最高法院民事判決100年度台上字第752号(2011年)においては, 上訴人甲は, 2006年9月5日に, 台湾台北地方裁判所が以前した支払督促を債務名義として, 同裁判所に対して, 被上訴人乙の訴外第三債務者丁に対するA債権に対して強制執行を求め, 同年9月7日に差押命令を受けたが, 被上訴人丙は, 同年8月8日に乙を被告として, 乙からA債権を譲り受けたと主張して台湾板橋地方裁判所に対して債権存在確認訴訟を提起し, 2009年10月29日に請求認容判決がなされ, 控訴なく確定したことから, 甲は, 同判決の取消しを求めて第三者再審の訴えを提起したところ, これに対して, 第一審において請求棄却判決がなされ, 甲の控訴も棄却された後, 甲の上告に対しては, 台湾最高裁は, 原判決は「確定判決であり, その既判力は, 当事者たる丙及び乙にのみ及ぶが, 上訴人にまで及び, 又は, 拡張するわけではないため, 上訴人は, 経済上の利害関係を有するが, 法律上の利害関係を有しない。従って, 上訴人は, 民事訴訟法507条の1にいう『法律上の利害関係を有する第三者』ではないことは明らかであり, 第三者再審の訴えを提起することが許されないというべきである」と判示した。

最高法院民事裁定101年度台抗字第634号(2012年)においては, 抗告人甲の保証人乙は, 甲と丙との間の請負契約について, 請負人甲に仕事の停止があったことにより, 甲の契約地位を承継し, 仕事を完成した後, 注文者丙を相手に, 物価の上昇を理由に, 台湾高裁に対して, その分の支払いを求めて訴えを提起し, 請求棄却判決がなされ, 第二審(台湾最高裁)において維持され確定したため, 甲は, 原第一審判決について第三者再審の訴えを提起し, 却下決定がなされた後, 抗告したところ, 台湾最高裁は, 甲は台湾民訴訟507条の1にいう「法律上の利害関係を有する」第三者でなく, 第三者再審の訴えが不適法であるとしてこれを却下した原決定の判示のとおり, 「乙は, 前訴において, 民法242条の規定によって抗告人の権利を代位行使するのではなく, 抗告人と丙との間の請負契約に基づいて抗告人の契約地位を承継し, すなわち, 訴訟物

る訴訟告知及び第三者再審制度を設けるのは「判決効が及ぶ第三者の利益を守るため」であると明言し、しかも、現行法のもとにおいて反射効が認められるかという点について見解が分かれることを考えれば、第三者再審の訴えの原告適格を既判力が及ぶ者に限定するような見解は、無難といえよう。

なお、台湾民訴法では、既判力が及ぶ第三者には、承継人、所持者、被担当者（台湾民訴法401条1項、2項）及び身分関係に関する確定判決の

である権利が自己の権利であると主張したため、乙の主張した権利についてその存在を否定する旨の原確定判決は、既判力の法理により、乙と丙の間についてその権利の存否を判断したものに過ぎず、それは、抗告人と丙との間の法律関係は何なのか、また、抗告人は別途丙に対してその権利の存在を主張しうるのかという点には何らの影響も及ぼさず、抗告人は、なお別訴を提起しうる。抗告人の主張には理由がないため、これを認めることができない。従って、本件抗告人は、原確定判決の効力に拘束されず、しかも、原確定判決は、その認定の内容が抗告人と関係なく、それ故、抗告人が原確定判決により直接的又は間接的不利益を受ける者であるとはいいがたく、換言すれば、抗告人は、原確定判決について法律上の利害関係を有する第三者ではなく、民事訴訟法507条の1の規定により原確定判決の取消しを求めるとするのは、法に適わない」とし、甲の抗告を棄却した。

最高法院民事判決102年度台上字第1333号（2013年）においては、上訴人甲の一般債権者である被上訴人乙は、甲と上訴人丙の間に確定した支払督促の取消しを求めて第三者再審の訴えを提起したところ、第一審裁判所は、請求認容判決を下し、第二審裁判所は、甲と丙の控訴を棄却して第一審判決を維持した後、甲と丙の上告に対して、台湾最高裁は、「支払督促の当事者は上訴人の二人であり、その既判力は、この二人にのみ及ぶのであり、被上訴人に及び、又は、被上訴人に拡張するわけではない」ため、「被上訴人は、民事訴訟法507条の1にいう『法律上の利害関係を有する第三者』、すなわち、第三者再審の訴えを提起することができる者であるとはいいがたい」とし、第一審判決及び原判決を破棄自判して、被上訴人の第一審において定立した請求を棄却した。

以上の3つの判例は、2014年8月1日の時点で、（台湾）司法院法學資料檢索系統〈<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>〉に掲載する裁判文書に基づいてまとめたものである。以下に引用する台湾の判例・下級審裁判例は、同様である。

対世効を受ける者（台湾家事事件法48条1項）の他、連帯債務者（台湾民法275条）も含まれる¹¹⁾。そのうち、任意的訴訟担当、選定当事者の場合、被担当者に第三者再審の訴えの原告適格が認められないのは一般論である。もっとも、その内部にもニュアンスの差があり、具体的には、任意的訴訟担当において、担当者は実質的当事者と形式的当事者の地位の双方を兼ねるのに対して、被担当者は実質的当事者である点を強調し、被担当者は、当事者であり、第三者ではないことから、第三者再審の訴えの原告適格をもちろん有しないという立場を示したうえ、このような場合、被担当者は、担当者の訴訟の結果について法律上の利害関係を有し、かつ、その訴訟に参加しなかったということは、もはや重要ではなく、担当者への手続保障は、被担当者への手続保障そのものであるから、更に被担当者に第三者再審の訴えを認めることはないと説明する考え方と¹²⁾、前訴の当事者の訴訟追行権が第三者の授権に基づく場合は、当該第三者がその授権について自ら責任を取るべきであるから、当該第三者にはすでに事前の手続保障が与えられたとみることができるのであり、507条の1が規定する「自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかった」という要件に該当せず、従って、原則として、当該第三者が第三者再審の訴えの原告適格を有しないと考える考え方がある¹³⁾。下級審レベルでは、判決理由においてこの2つの考え方をともに引用し、選定者について第三者再審の訴えの原告適格を否定する裁判例がみられる¹⁴⁾。また、後者の考え方に関しては、「原則として」という文言からみれば、それは、むしろ任意的訴訟担当の場合における担当者による詐害訴訟であ

11) 台湾民法275条は、「連帯債務者の一人の受けた確定判決は、その判決が当該債務者の個人関係によったものでない限り、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。」と規定する。

12) 陳榮宗・前掲注9) 190頁。

13) 邱聯恭「第三人撤銷訴訟之運用方針」司法院編『新修正民事訴訟法講義彙集』（司法院，2004年）507頁。

14) 台湾高等法院台南分院民事判決94年度撤字第1号（2005年）。

るような場合に、例外的に被担当者に第三者再審の訴えが認められる趣旨であるとも主張される¹⁵⁾。

中国民訴法56条3項の規定によれば、第三者再審の訴えの原告適格は、当事者双方の訴訟物について独立の請求権を有し、又は、独立の請求権を有しないが、訴訟の結果について法律上の利害関係を有する第三者に認められるとされる。独立の請求権を有する第三者については、学説では、それは、原被告間の訴訟物の全部又は一部につき、実体法上の権利者として原被告の双方を相手に請求を定立して参加を申し出る者であり、すなわち、日本法における権利主張参加人に当たるとするのは通説であり、立法理由書もこれに従う¹⁶⁾。このような第三者に第三者再審の訴えを認める現行法の規定に対しては、かかる第三者が前訴に参加できなかったといえども、その利益保護のためには別訴の提起で十分に賄えると批判される¹⁷⁾。しかし、前述のとおり、現在のところ、判決効の相対性の原則が受け入れられないから、別訴の提起が実際に許されないことを考えると、独立の請求権を有する第三者に対して、第三者再審による救済を与える必要があると思われる。なお、独立の請求権を有する第三者には日本法における詐害防止参加人のような第三者も含まれるとの少数説的見解を前提として¹⁸⁾、一般債権者に詐害防止参加が認められるという点を強調し、解釈により独立の請求権を有する第三者としての第三者再審の訴えを一般債権者にまで認めるものと唱える立場もある¹⁹⁾。しかし、詐害防止参加制度が明文化されている日本においても、一般債権者に詐害防止参加が認められるとするのは少数説であること、また、判例上、一般債権者に詐害防

15) 黄國昌「第三人撤銷訴訟之要件」月旦法学教室第20期（2004年）135頁。

16) 全国人大常委法制工作委员会民法室『民事訴訟法修改決定条文解釈2012』（中国法制出版社、2012年）84頁。

17) 張・前掲注3) 178頁、宋漢林「第三人撤銷訴訟立法的完善」理論探索2013年第2期118頁。

18) 肖建華「主参加訴訟の詐害防止功能」法学雜誌2000年第5期30-31頁。

19) 劉君博「第三人撤銷之訴原告適格問題研究」中外法学2014年第1期268頁。

止参加が認められた事案には、当該債権者が目的財産を差し押さえたという特段の事情があることに鑑みれば²⁰⁾、法的地位が前訴判決における判断を論理的前提とせず、単に前訴判決によって事実上の不利益を受けるにすぎない一般債権者に対しては、第三者再審の訴えを認める余地がないと解する²¹⁾。

独立の請求権を有しない第三者については、通説によれば、それは更に被告型第三者と補助型第三者に細分化される。被告型第三者とは、当事者双方の判決により民事責任を負うべき第三者を指すのに対して、補助型第三者とは、当事者双方の訴訟の結果について法律上の利害関係を有する第三者で、被告型第三者以外の者であるといわれる。実務上、裁判所が職権で被告型第三者に対して訴訟告知をするのは通常であり、しかも、職権による訴訟告知がなかった場合でも、被告型第三者に当事者としての訴訟法上の権利が認められるから（中国民訴法56条2項後段）、例えば、被告型第三者が手続権を行使しえなかったまま、不利な確定判決が送達されたような場合には、当該第三者は、自己の不利益を防ぐために通常の再審の訴えを提起することができるため、このような第三者に第三者再審の訴えを認めることはないという点について、ほぼ異論はない²²⁾。これに対して、補助型第三者に第三者再審の訴えを認めるかという点について、見解が分かれる。否定説は、補助型第三者は、同条3項が規定する「自己の民事権益が害された」という要件を満たさないことを強調するのに対して²³⁾、肯定説は、むしろその要件の拡大解釈により、前訴判決によって直接民事責任を負わないにもかかわらず、法的利益が事実上害された第三者に対し

20) 最判昭和42年2月23日民集21巻1号169頁。

21) なお、中国最高裁判所が編著する注釈書は、「一般債権者については、原則として、第三者再審制度が適用されない」と説くが（奚曉明編『中華人民共和國民事訴訟法』修改条文適用解答』（人民法院出版社、2012年）60頁）、一般債権者に第三者再審の訴えを認めた下級審裁判例が多くみられる。

22) 張・前掲注3) 178頁、劉・前掲注19) 272頁、宋・前掲注17) 118頁、吳澤勇「第三人撤銷之訴的原告適格」法学研究2014年第3期162頁。

23) 張・前掲注3) 178頁。

ても、第三者再審による救済を与えるべきと唱える²⁴⁾。しかし、被告型第三者が通常の再審の訴えを提起しようとする場合、再審事由を備えなければならないという限界があることに加えて、現実には第三者が当事者双方の馴れ合いにより害されることが多いことを考えれば、被告型第三者に対しても、より使い勝手が良い第三者再審の訴えを認める必要がある。また、補助型第三者は、前訴に参加しなかった場合でも、被告型第三者ほど前訴判決によって直ちに一定の義務を負うわけではなく、その法的地位が前訴判決における判断を論理的前提とするにすぎないとはいえ、補助型第三者は、判決効の相対性の原則が認められないことにより、訴訟物たる権利関係の存否についての前訴裁判所の判断に拘束され、すなわち、後訴においてまた前訴判決の主文中の判断に反する主張・立証ができなくなるのみならず、前訴裁判所が判決理由において認定した事実は後訴において証明を要しない事項とされることを考えると²⁵⁾、補助型第三者は、単にその法的利益が前訴の結果により事実上の影響を及ぼされるというよりも、法律上の影響を及ぼされるというべきである。従って、補助型第三者に第三者再審による救済を与えるものと思われる。

以上のとおり、台湾と中国大陸は、判決効が及ぶ第三者に第三者再審の訴えが認められるという点で共通するが、判決効の相対性の原則の有無によってかかる第三者に及ぶ判決効の内容が異なるという点に注意を要する。

日本では、第三者再審の訴えの原告適格について、判決効が及ぶ者に限定すべきと提案されるが、明治民訴法で認められていたように、判決による不利益を事実上被るにすぎない者にも及ぼすという考え方を排した理由は、主として、詐害防止参加制度を廃止し、共同訴訟参加や共同訴訟的補

24) 劉・前掲注19) 272頁、呉・前掲注22) 163頁。

25) 中国最高裁判所による「民事訴訟証拠に関する規定」9条1項4号は、「以下に掲げる事実については、当事者は、立証・証明することを要しない。(4) 裁判所がしたすでに法的効力が発生した裁判により認定した事実」と規定する。

助参加によって訴訟係属中に抵触行為をすることのできる参加人を判決効が及ぶ者に限定することを前提に、このような者の範囲よりも、確定判決を覆すことができる者の範囲が広くならないようにしなければならないということに求められる²⁶⁾。本稿では、詐害防止参加制度の廃止や共同訴訟的補助参加の明文化の当否を検討対象としないが、学説上、第三者再審制度の整備は、判決効の相対性の原則の例外としての対世効を正当化する根拠ないし道具立てとして挙げられてきたこと²⁷⁾、立法政策として、第三者再審制度の導入は、判決の効力を受ける第三者の保護のための方策として位置付けられることなどを考えれば²⁸⁾、たとえ詐害防止参加制度の廃止や共同訴訟的補助参加の明文化をするか否かという問題とは切り離して論じるとしても、第三者再審の訴えの原告適格を判決効が及ぶ者に限定すべきと思われる。

3. 第三者再審の訴えの要件

台湾民訴法507条の1の規定によれば、第三者再審の訴えの要件は、第三者が前訴において参加の機会を与えられなかったことと、他の救済がないことの2つが挙げられる。前訴において参加の機会を与えられなかったとは、実際に前訴に参加せず、かつ、当事者及び裁判所から訴訟告知を受けなかったと解される²⁹⁾。前訴において当事者双方の馴れ合いの有無を問わない。事前的手続保障が与えられなかった第三者に事後的手続保障を与えるという制度趣旨に基づくものである。例えば、被相続人甲が乙を相手方として提起した甲・乙間の婚姻無効確認の訴えに対して、第一審裁判

26) 三木浩一＝山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』（有斐閣、2012年）180頁。

27) 畑宏樹「判決の対世効」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣、2009年）240頁。

28) 杉山悦子「判決の効力を受ける第三者の保護（シンポジウム 民事訴訟法の今後の改正課題）」民事訴訟雑誌59号（2013年）173頁。

29) 黄・前掲注15) 134頁、呉明軒「第三人撤銷之訴程序」法官協会6巻1号（2004年）5頁。

所が請求棄却判決を下して甲が上訴し、第二審裁判所も第三審裁判所も甲の上訴を棄却し、甲の敗訴判決が確定した後、甲の相続人丙が同判決の取消しを求めて第三者再審の訴えを提起した事案においては、台湾高裁は、前訴が詐害訴訟でなかった場合でも第三者再審の訴えが許されるということを否定しないが、丙の提起した第三者再審の訴えは、出訴期間が徒過したことを理由に、不適法であるとして却下決定を下し、台湾最高裁も、これを維持し、丙の抗告を棄却した³⁰⁾。また、台湾民訴法507条の1の但書きは、「他の法的手続により救済を求めるべき者は、この限りではない」と規定するが、学説では、一般論は、これを「他の法的手続により救済を求めうる者は、この限りではない」と読むべきとし、第三者再審の例外的な特別救済手続の性格を強調する³¹⁾。他方、台湾最高裁は、前述の最高法院民事判決100年度台上字第752号（2011年）において、「上诉人甲は、別途に被上诉人乙及び訴外第三債務者丁を相手方として債権存在確認訴訟を提起することができる。しかも、乙と被上诉人丙が、故意に訴訟を通じて、裁判所を騙し、上诉人の権利を侵害したときは、上诉人は、不法行為法の規定により、損害賠償を請求することができる。従って、上诉人は、なお他の法的手続により救済を求めることができるから、本件の第三者再審の訴えを提起することが許されない」として、第三者には他の法的手続による救済がありうる限り、第三者再審の適用を排除すべき立場を明らかにしている。

これに対して、台湾民訴法と制度趣旨を異にする中国民訴法の第三者再審は、その訴えの要件として、第三者が前訴において参加の機会を与えられなかったことの他、前訴裁判が誤ったことにより第三者の権利が害されたことをも要求する。立法理由書からみると、後者の要件は、前訴が詐害訴訟であることを示すと解される。そうすると、中国民訴法のもと、第三者が前訴において手続保障を与えられなかったことと、前訴が詐害訴訟で

30) 最高法院民事裁定103年度台抗字第74号（2014年）。

31) 呉・前掲注29) 5頁、姜世明「再審与第三人撤銷之訴」月旦法学教室39期（2006年）59頁。

あることの2つの要件のいずれも備える場合に限り、当該第三者は、第三者再審の訴えを提起することが許されることになる。その意味では、第三者への手続保障を強調しすぎる台湾民訴法の第三者再審よりも、中国民訴法の第三者再審の方は、むしろ日本において従来議論されてきたいわゆる詐害再審に近いといえる。そして、現在では、第三者再審制度の導入の提案によれば、第三者が前訴において事実上参加の機会がなかったことのみを理由として再審の訴えを認めるのではなく、前訴において当事者が第三者の権利を害するような訴訟追行をし、その結果詐害的な判決が出された場合に、例外的に第三者を事後的に救済する制度として第三者再審を位置付けるとされる³²⁾。そこで、以下では、冒頭の最決平成25年11月21日の判旨を検討しながら、日本において第三者再審制度を導入する必要性、また、導入する場合の第三者再審の訴えの要件について、示唆をえたい。

同判例において、最高裁は、第三者が前訴において参加の機会を与えられなかったことのみを理由に、判決効が及ぶ第三者に再審の訴えを認めるわけではないが、前訴の被告の訴訟活動が信義則に反する場合、第三者がその結果たる確定判決の効力を一切争えないと解することは、手続保障の観点からは認できないとして、日本民訴法338条1項3号の類推適用を認めた。これに対しては、私見は、第一に、解釈上の第三者再審を肯定する最高裁の立場を支持するが³³⁾、同号の類推適用につき態度を留保する。同号が当事者に手続関与の機会がなかったことを根拠とするものであると解するのは一般論である。しかし、同号が規定する事由とは、代理権の欠缺、すなわち、代理人が訴訟行為をする権限を有しないにもかかわらずそ

32) 三木=山本・前掲注26) 181頁。

33) 第三者再審を認める日本民訴法以外の特別明文規定と対比することで、日本民訴法にそのような明文の規定がないことは第三者再審を認めない趣旨であるという原審の反対解釈に関して、特別明文規定の場合とそれ以外の場合の差異を看過したのであることは、すでに指摘されたところである(加波眞一「批判」私法判例リマークス47号(2013年)129頁、岡田幸宏「批判」判時2181号(2013年)187頁、弥永真生「批判」ジュリスト1452号(2013年)3頁)。

れをしてしまったことにより、本人の利益が害される場面をいうのであるのに対して、詐害訴訟の場合は、前訴の当事者が訴訟行為をする権限を持ち、しかも、適切に訴訟追行が義務付けられるにもかかわらずそれを怠ったことにより、第三者の利益が害される場面である。このように、手続保障を与えられなかった者の相手側、すなわち、代理権欠缺の場合における代理人と詐害訴訟の場合における前訴の当事者との間には一定の差があるからこそ、前者を規定する同号の後者への類推適用の可否について、なお慎重に検討すべきである。また、前述のとおり、同項5号の類推適用によって解釈上の第三者再審が認められるとする立場もあるが、この立場に対しては、そもそも詐害訴訟を執行妨害として捉えることができるかが疑問であり、更に、仮にできるとしても、第三者への救済が給付判決の場合に限定されると批判される³⁴⁾。これらの再審事由の類推適用自体が疑われるのみならず、再審事由の類推適用によって解釈上、第三者再審が認められる場合、手続上の問題点も残る。例えば、前訴の原被告が、第一審において訴訟物の一部についてのみ馴れ合って訴訟追行を行い、その残部について上訴審まで争ったところ、第一審判決とこれに対する控訴を棄却した控訴審判決がともに確定したときは、第三者は、第一審が詐害訴訟であることを理由として、再審事由の類推適用によって第一審判決に対し再審の訴えを提起しようとしても、控訴審において本案判決がなされたことにより、提起できなくなり（日本民訴法338条3項）、他方、控訴審判決に対し再審の訴えを提起しても、その訴えが詐害訴訟の不成立、すなわち、再審事由の不存在として棄却されることになるから、解釈上、第三者再審が認められるとしても、当該第三者にとって意味がないといってよい。従って、詐害訴訟により害された第三者に十全な保護を与えるために、立法解決が望ましいと考えることになろう。

第二に、解釈上、第三者再審を許容するための要件については、第三者が前訴において参加の機会を与えられなかったというだけで足りないのは

34) 鈴木正裕「判決の反射的效果」判タ261号（1981年）12頁。

いうまでもないが、詐害訴訟の場合、信義則という媒介項が常に必要かというの、問題となる。別のいい方をすれば、本決定の射程が問題である。本決定の理由が「第三者に代わって手続に参与する」という前訴の被告である株式会社の立場を強調することを考えれば、本決定の論法は、かかる第三者が訴訟担当における被担当者である場合にも当てはまる余地があるが、かかる第三者が口頭弁論終結後の承継人ないし身分関係訴訟における確定判決の対世効を受ける者である場合には当てはまらないように思われる。本決定は事案の特質を考慮した個別的な判断であるとも指摘される³⁵⁾。私見は、詐害訴訟について、立法上、第三者再審制度を導入せず、解釈上の第三者再審に委ねるとしても、本決定の射程を限定すべきであり、すなわち、通常、裁判所が第三者再審を許容するために、信義則という媒介項を持ち出すべきではないと解する。

第三に、本件が詐害訴訟であるか、或いは、詐害訴訟として扱われる必要があるかという点について、疑問がある。第一審決定は、解釈上、第三者再審を肯定する立場を採るが、前訴の裁判所が、被告が原告の主張した請求原因事実をすべて認めたことにより、直ちに自白の成立を認めず、職権探知主義により証拠調べ等を行ったことを理由として、再審事由の存在を否定した。私見は、第一審決定の結論及び理由が妥当と考える³⁶⁾。本件では、再審の訴えの対象は、いわゆる団体の組織関係訴訟における確定判決である。身分関係訴訟や団体の組織関係訴訟には、利害関係人が多数に上るため、訴訟物たる法律関係の画一的処理の必要ないし确实性の要請が高い。そこで、法は、このような訴訟における確定判決につき対世効を認める（日本人事訴訟法24条1項、日本会社法838条）。対世効は、判決効の相対性の原則の例外をなすものであり、それを正当化するためには、当事者が適切な訴訟追行をなし、若しくは、裁判所が職権探知主義を採用するという代替的手続保障により、裁判の内容的正当性を高めるか、又は、

35) 伊藤眞「批判」金融商事判例1434号（2014年）1頁。

36) 同様の立場に関して、加波・前掲注33) 129頁、岡田・前掲注33) 187頁などを参照。

訴訟告知のような事前的手続保障若しくは第三者再審のような事後的手続保障により、判決効の相対性の原則が適用されないことによって不利益を受ける恐れがある第三者の利益保護を図ることが要求される³⁷⁾。逆にいえば、立法政策においては、第三者再審は、判決効が及ぶ第三者の保護のための選択肢の1つとして、他の選択肢がすべてなくなっはじめて用いられる必要が生じる。再審は補充的な制度に位置付けられるためである。第三者再審の訴えの要件についていえば、第三者が前訴において手続保障を与えられなかったことはともかく、前訴が詐害訴訟に該当するかを判断する際には、前訴において、当事者が適切な訴訟追行を行ったかとか、裁判所が職権探知主義を採用したかなどを併せて考慮すべきである。換言すれば、当事者の訴訟追行が客観的に詐害的なものである場合でも、裁判所が職権探知的審理を行った限り、詐害訴訟があったということはできない。そうすると、本件に関しては、前訴裁判所がすでに職権探知的審理を行ったため、更に補充的な制度としての第三者再審を許容する必要がないというべきである³⁸⁾。なお、日本では、第三者再審の要件として、客観的な詐害性ではなく、主観的な詐害性が提案されるが³⁹⁾、前訴の参加さえしなかった第三者が、前訴の当事者双方の通謀ないし一方当事者の害意及び他方当事者のこれについての認識について、立証できるかは疑問であ

37) 畑・前掲注27) 240頁。

38) 本件は、団体の組織関係訴訟であり、裁判所が、明文の規定がないにもかかわらず職権探知的審理を行った事案である。身分関係訴訟の場合、日本人事訴訟法20条前段は、「人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。」と規定するが、これは、身分関係についての真実発見の要請から、事実及び証拠につき、当事者の処分権を制限し、裁判所の干渉する権能を強化するという趣旨のものであり、当事者の弁論権や第三者の手続権を否定するという趣旨ではないから、裁判所が職権探知的審理を行わなかった場合はもとより、職権探知的審理を行ったが、それが不十分と認められるときは、なお第三者に第三者再審の事後的救済を与える余地がありうる。

39) 三木＝山本・前掲注26) 181頁。

る⁴⁰⁾。

また、本件のように既判力が不特定の第三者に及ぶ場合の他、訴訟担当における被担当者、口頭弁論終了後の承継人、請求の目的物の所持者など、特定の第三者に既判力が拡張することも法定されている（日本民訴法115条1項）。先にも触れたとおり、立法政策において、判決の効力を受ける第三者の保護を図るために、第三者再審制度の導入が提案されるのであれば、論理的には、これらの第三者にも第三者再審の訴えが認められるはずであるが、これらの第三者に関しては、それぞれ既判力拡張の正当化根拠が異なるから、第三者再審の訴えの要件との関係において、それぞれについて場合分けをして検討する必要がある。

訴訟担当における被担当者への既判力拡張が正当とされる根拠は、担当者は、法定訴訟担当の場合には法令の規定により、任意的訴訟担当の場合には被担当者の授権により、訴訟物についての管理処分権を委ねられるから、手続的には、訴訟担当者の訴訟追行によって、被担当者への手続保障は代替的になされていると評価できることに求められる⁴¹⁾。仮に担当者が適切に訴訟追行を行わず、例えば、相手方当事者と馴れ合いがあった場合には、被担当者への手続保障は代替的になされたとは評価できず、既判力拡張が正当化されないことになる。そこで、担当者による許害訴訟の場合、手続保障を与えられなかった被担当者に第三者再審の訴えを認める必要が生じる。しかし、法定訴訟担当の場合とは異なり、任意的訴訟担当の場合には、担当者の当事者適格は、被担当者の授権を基礎とするものであるから、担当者が許害的な訴訟追行を行ったときは、被担当者に第三者再

40) 現行民訴法の制定過程においては、第三者再審の復活の提案に反対する理由として、実務的には「第三者の権利を害する目的をもって」ということについて立証することが困難であることが挙げられる（鈴木俊光＝納谷廣美＝高地茂世『『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する意見（回答）』法律論叢65巻1号（1992年）52頁）。

41) 渡辺美由紀「既判力の主観的範囲(2)―訴訟担当における判決効」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣，2009年）234頁。

審の訴えを認める必要があるかという点について、前述のとおり、台湾民法訴訟法のもとにおいて議論がある。否定説の理由としては、①被担当者は、当事者であり、第三者ではないこと、②担当者への手続保障は、被担当者への手続保障そのものであること、③被担当者はその授権について自ら責任を取るべきであるから、被担当者にはすでに事前的手続保障が与えられたとみることができることなどが挙げられる。①の内容自体が成立しえないことは明らかである。また、任意的訴訟担当の場合、担当者が被担当者の利益を害するような訴訟追行をすることが想定されるから、担当者への手続保障と被担当者への手続保障とを完全に同視できず、そのため、②は、任意的訴訟担当の場合における被担当者に第三者再審の訴えを否定するに足りる理由付けとはいえない。③は日本法にとっても示唆的である。ただ、被担当者にはすでに事前的手続保障が与えられたとみることができるというよりも、任意的訴訟担当は被担当者の授権、すなわち、その意思に基づくものであるから、たとえ詐害訴訟の場合でも、被担当者は、そもそも訴訟係属を知り、又は知るべきであり、その意味において、被担当者は、「自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかった」のではないことから、第三者再審の訴えを提起することができなくなる。また、任意的訴訟担当の場合、たとえ被担当者に第三者再審の訴えが許容されないとしても、担当者による詐害訴訟があった後、被担当者は、なお担当者に対して損害賠償を請求することが考えられるから⁴²⁾、被担当者にとっては、第三者再審の訴えが許容されないことによって生じうる不利益は、必ずしも重大なものとは限らない。なお、被担当者は、担当者の詐害的な訴訟追行を気付かずに補助参加の申出など対応の措置を講じなかったと主張することが想定される⁴³⁾。同旨の主張は、他の前訴確定判決の既判力が及ぶ者も含め、かかる第三者が実際に訴訟告知を受けた場合でもすることも想定される。「自己の責めに帰することがで

42) 三木＝山本・前掲注26) 182頁。

43) 三木＝山本・前掲注26) 182頁。

きない理由」ということに該当するかという点について、確かに検討する余地があるが、実際には、そのような主張について立証が可能なのかは、疑わしい。

次に、請求の目的物の所持者については、当事者とは別に手続保障を必要とするような固有の利益がないと評価できるので、第三者再審の訴えの原告適格が認められない。

また、口頭弁論終結後の承継人は、請求の目的物の所持者の場合のように手続保障を要しないとも評価できず、訴訟担当における被担当者の場合のように手続保障が代替的になされているとも評価できない。そこで、通説は、紛争解決機能の実効性確保に加えて、特に口頭弁論終結後の承継人が前主の受けた不利な判決の既判力を及ぼされる場合について、前主が紛争の対象であった法的利益を実体法上処分したとするならば、その処分の結果を承認せざるをえない立場（実体法上の依存関係）にある承継人は、前主が訴訟追行の結果として受けた判決により紛争の対象であった法的利益の帰属を否定された場合には、この判決の既判力が拡張されてもやむをえないと説明する⁴⁴⁾。ただ、通説的見解に対して、前主の処分行為と前主の訴訟追行は同視できないとの批判もみられる⁴⁵⁾。口頭弁論終結後の承継人への手続保障の見地から、既判力拡張を正当とされる根拠が必ずしも十分とは限らないという意味において、口頭弁論終結後の承継人にとっては、訴訟担当における被担当者よりも、第三者再審の事後的手続保障が必要であろう。

以上のとおり、学説及び判例は、再審事由の類推適用によって解釈上、第三者再審を認めているが、類推適用自体の当否及び類推適用を経由した場合の手続上の問題点について検討する余地があることから、解決策として、立法上、第三者再審制度の導入が待たれる。第三者再審の訴えの要件としては、日本法のもと、前訴が詐害訴訟であることと、第三者が前訴に

44) 松浦馨ほか『条解民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2011年）573頁（竹下守夫執筆部分）。

45) 上田徹一郎『民事訴訟法（第7版）』（法学書院、2011年）505頁。

において手続保障を与えられなかったことの2つが考えられる。当事者による適切な訴訟追行若しくは裁判所による職権探知的審理などの代替的手続保障、又は、訴訟告知の事前的手続保障が、前訴において第三者に与えられたときは、更に補充的な制度としての第三者再審の事後的手続保障を第三者に与えることはない。なお、手続保障という概念から、第三者再審の訴えの要件を統一的に説明できるとしても、手続保障は、それ自体が第三者再審の一次的な目的ではなく、それを欠くことが指標となって、第三者再審による救済の途を第三者に与える必要性が生じる。また、例えば、前訴の係属を知り、又は、知るべき場合のように、第三者が前訴に参加しなかったことについて自己の責めに帰することができると思われるときは、当該第三者が手続権を与えられたにもかかわらずそれを行使していないとみなされ、更に当該第三者に第三者再審の事後的手続保障を与えることはない。

4. 第三者再審の訴えに対する判決の効力

第三者再審の訴えに対する判決の効力については、前訴の確定判決を、第三者との関係においてのみ相対的に取り消すとする考え方と、前訴の当事者間においても絶対的に取り消すとする考え方がある。台湾民法は相対的なものとする（台湾民法507条の4の2項）。これに対して、中国民法は明確に規定していないが、多数説は絶対効なものとし⁴⁶⁾、立法理由書もこのような立場を採る⁴⁷⁾。

日本では、絶対的なものと提案されており、その理由として、人事訴訟において身分関係の公益性や安定性を維持するのが必要であること、それ以外の場合において絶対的なものとするに支障はないことが挙げられ

46) 張・前掲注3), 許可「論第三人撤銷訴訟制度」当代法学2013年第1期44頁, 吳兆祥=潘莉「民事訴訟法修改後の第三人撤銷之訴与訴訟代理制度」人民司法2013年23期22頁。なお、相対的なものと唱える見解に関して、宋・前掲注17) 121頁を参照。

47) 全国人大常委法制工作委员会民法室・前掲注16) 66頁。

る⁴⁸⁾。しかし、人事訴訟においては、身分関係の公益性や安定性の維持は、本来、前訴裁判所が職権探知的審理を行うなどにより、図られるものであり、立法政策として、その要請に応える責務を第三者再審における後訴裁判所に課すとすれば、かえって、前訴裁判所が努力を惜しむ方向でのインセンティブとなってしまふ。また、先にも触れたとおり、第三者再審制度の導入は、判決の効力を受ける第三者の保護のための方策として位置付けられることから、念頭に置いているのは、むしろ、第三者がもっぱら自己の固有の利益のために提訴する場面であり、そうすると、提訴した第三者が本来関心を持たないにもかかわらず、前訴の当事者間にまで取消しの効果を及ぼさせるという点については、処分権主義の見地から、疑問がある。更に、取消しを相対的なものとしても、第三者再審の訴えを提起した第三者以外の、前訴判決の効力が及ぶ第三者は、後に自己の利益を守るために第三者再審の訴えを提起しうるため、それらに対して生じうる不利益は必ずしも重大なものとはいえない。従って、私見は、取消しの効果を相対的なものとすべきと考える。もちろん、前訴が身分関係訴訟であるような場合、婚姻関係や親子関係などの存否が関係者ごとに異なることになることは、常識的には考えられない。前訴の訴訟物である権利関係又は法律関係が前訴の当事者と第三者との間で合一にのみ確定する必要があると認められるときは、台湾民訴訟507条の4の2項但書きのように、例外的に取消しの効果を絶対的なものとする形で対処すれば足りる。

また、取消しを相対的なものとする場合であれ、絶対的なものとする場合であれ、第三者の申立てがない限り、本案の再審理がなされるわけではない。逆にいえば、第三者が、原判決の取消しに加えて、前訴の訴訟物について別途請求を定立して訴えを併合提起したときは、裁判所は、第三者再審の訴えの要件を満たす場合に限り、相対的又は絶対的に原判決を取り消し、本案の再審理をしたうえ、取り消した限度で、原判決に代わる新たな本案判決を下すことができるとされ、その意味において、原判決を変更

48) 三木=山本・前掲注26) 181-182頁。

するということになる（中国民訴法56条3項，台湾民訴法507条の4の1項）。その場合，既判力の客体的範囲，主体的範囲については，通常の規律に従うものと思われる。

5. 第三者再審の訴訟手続

先にも触れたとおり，台湾民訴法では，第三者再審は，通常の再審と異なる意味における特別の再審に位置付けられ，その訴訟手続は，準用規定により，通常の再審の規律に従うとされる（同法507条の5）。まず，第三者再審の訴えは，原則として，原確定判決をした裁判所の管轄に専属する（同法507条の2の1項）。ただ，同一事件の下級審判決及び上訴棄却判決に対して併合して提起され⁴⁹⁾，又は，上級審判決に対してのみ提起された第三者再審の訴えは，原第二審裁判所の管轄に専属し，原確定判決が第二審裁判所を経ないでなされた場合は，原第一審裁判所の管轄に専属する（同法507条の2の2項）。すなわち，控訴審判決に対してのみ第三者再審の訴えが提起された場合はもとより，第一審判決及び控訴棄却判決に対し，若しくは，控訴審判決及び上告棄却判決に対し，又は，第一審判決及び控訴棄却判決と併せて更に上告棄却判決に対して，併合して第三者再審の訴えが提起された場合⁵⁰⁾，また，上告審判決に対してのみ第三者再審

49) 台湾民訴法では，上訴を却下する裁判は，すべて決定をもってなされるときされる。例えば，同法444条1項は，「上訴が不適法であるときは，第二審裁判所は，決定で，上訴を却下しなければならない。但し，上訴の不備を補正することができるときは，裁判長は，相当の期間を定めて，その補正を命じなければならない。」と規定する。

50) 台湾民訴法496条3項は，「第二審裁判所が当該事件につき本案判決をしたときは，第一審裁判所がした判決に対し再審の訴えを提起することができない。」と規定するが，同項は，同法507条の5が列挙する規定に含まれないことから，第三者再審の訴えについて準用しないものと解される。台湾民訴法496条3項の趣旨について，日本民訴法338条3項と同様に理解することができると思われる。すなわち，控訴審の構造として統審制を採用し，第一審の訴訟資料に加えて控訴審で新たに追加された資料に基づいて判決を行うことから，第一審の判決に対して独自に再審の訴えを提起する実益に欠けるためである（笠井

が提起された場合は、その訴えは、原控訴審裁判所の管轄に専属する。例外として、飛躍上告の場合における第一審判決及び上告棄却判決に対して併合して提起された第三者再審の訴えは、原第一審裁判所の管轄に専属する。これに対して、学説では、事実の認定を要しない場合、なぜ第三審裁判所が第三者再審の訴えを管轄しえないとされるかという点について、疑問が呈される⁵¹⁾。また、第三者再審の訴えは、原判決確定後第三者再審の訴えの要件となる事実を知った日から30日の不変期間内に提起しなければならず、原判決が確定した日から5年を経過したときは、提起することができない(同法507条の5、500条1項・2項)。第三者再審の訴えに対しては、裁判所は、まず、訴えの適法要件、特に、原告適格について審理し、不適法と認めるときは決定でこれを却下する(同法507条の5、502条1項)。第三者再審の訴えが適法である場合は、裁判所は、第三者再審の訴えの要件の存否について、判決手続で判断し、不備と認めるときは、判決で第三者の請求を棄却し(同法507条の5、502条2項)⁵²⁾、具備と認めるときは、判決で原確定判決の一部又は全部を取り消し、更に、第三者が前訴の訴訟物について別途に請求を定立したときは、本案の再審理をしたうえ、取り消した限度で、原判決を変更して新たな本案判決を下す(同法507条の4の1項)。また、第三者再審の訴えは、原則として、執行停止の効力を有しないが、裁判所は、必要と認め、又は、申立てにより相当かつ

正俊=越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法(第2版)』(日本評論社、2013年)1134頁(林昭一執筆部分)。しかし、控訴審において、全面的な事実審理が行われたとしても、それは、第一審に参加できなかった第三者にとって続審の意味を持たず、当該第三者に対して事件につき2回の実事審理の機会を与える必要がある。そのため、控訴審において事件につき本案判決がなされた場合でも、第一審の確定判決に対する第三者再審の訴えが認められると考える。

51) 呉・前掲注29) 5-6頁。

52) 日本民法とは異なり、台湾民法では、再審事由の存否の判断は、そもそも判決手続で行うことから、その規定は、第三者再審の訴えについて準用する。

確実の担保を立てさせたときは、決定で、第三者再審の訴えの申立ての限度で、第三者に不利な部分について原判決の執行力の一時的停止を命ずることができる（同法507条の3の1項）。

中国民訴法では、第三者再審は、通常の再審と異なる意味における特別の再審ではなく、新たな訴えとして位置付けられるので、その訴訟手続は、原則として、第一審手続の規律に従うものと解される⁵³⁾。中国民訴法は、第三者再審の訴えは、原裁判をした裁判所の管轄に専属すると規定する点で（同法56条3項）、台湾民訴法と共通するが、第二審裁判がなされた場合、第一審の確定裁判に対する第三者再審の訴えが認められるかという点について、条文上、不明確である。第三者再審の訴えがすべて第一審において新たに提起された訴えとして扱われることを考えれば、第二審裁判がなされた場合、第三者への手続保障の見地から、第一審の確定裁判に対してのみ第三者再審を提起することが許容される必要がないものと思われるが、中国民訴法が第三者再審の訴えの要件として詐害訴訟であることを要求することを前提として、実際には、前訴の原被告が第一審において訴訟物の一部についてのみ詐害的な訴訟追行を行い、その残部について第二審まで争ったことが想定されることに鑑みれば、第二審裁判がなされた場合でも、第一審の確定裁判に対する第三者再審の訴えが許容される余地があると考えられる。また、第三者再審の出訴期間については、中国民訴法は、台湾民訴法より長く、自己の権利が原判決によって害されたことを知り、又は知るべきであった日から6ヶ月以内とし、しかも、原判決が確定した日から5年以内という除斥期間の制限を加えない（同項）。第三者再審の訴えに対する審判については、第一審手続に関する規定が準用されるから、裁判所は、まず、決定手続で適法要件について判断し、不適法と認めるときは、決定で第三者再審の訴えを却下する。第三者再審の訴えが適法である場合は、裁判所は、第三者再審の訴えの要件について、判決手続

53) 前述のとおり、立法理由書は、詐害訴訟によって害された第三者に対する救済として通常の再審の訴えを第三者に認めるという案を排した理由として、第三者の審級利益の保護の見地から十分ではないことを挙げている。

で審理し、不備と認めるときは、判決で第三者の請求を棄却し、具備と認めるときは、判決で原確定判決の一部又は全部を取り消し、更に、第三者から別途の申立てがあったときは、本案の再審理をしたうえ、取り消した限度で、原判決を変更して新たな本案判決を下す(同項)。

日本では、第三者再審制度が設けられるならば、その訴訟手続は、原則として、通常の再審の規律に従うものと提案される⁵⁴⁾。まず、第三者再審の訴えは、不服申立てにかかる判決をした裁判所の管轄に専属する(日本民訴法340条1項)。詐害訴訟であることが第三者再審の訴えの要件とされることを前提に、前訴の原被告が第一審において訴訟物の一部又は全部について詐害的訴訟追行を行い、裁判所が職権探知的審理をせずにそのまま請求認容判決を下した場合、原被告がすでに詐害的な目的を達したので、上訴審において続けて詐害的な訴訟追行を行うことが想定されないこと、また、逆に、前訴の原被告が第一審において詐害的訴訟追行を行い、裁判所がこれに対して職権探知的審理をしたうえ、請求棄却判決を下した場合、第一審の当事者が上訴して、上訴審において詐害的な目的を達するために続けて詐害的な訴訟追行を行うことが想定されるが、第一審において第三者に対して代替的手続保障が与えられたから、第一審が詐害訴訟に該当しないことなどを考えると、現実には、同一事件につき審級を異にする裁判所がした判決に対して併合して第三者再審の訴えを提起することが考えられない。従って、台湾民訴法507条の2の2項のような規定は不要と思われる。ただ、前訴の原被告が、第一審において訴訟物の一部についてのみ詐害的な訴訟追行を行い、その残部について上訴審まで争った場合が想定されることから、このような場合には控訴審において本案判決がなされた場合でも、日本民訴法338条3項の規定の適用を排除し、第一審の確定判決に対する第三者再審の訴えを認めるべきと考える。また、出訴期間の規定は、代理権欠缺を理由とする再審の訴えには適用しないとされ(同法342条3項)、その根拠は、一切手続に参与する機会を与えられなか

54) 三木=山本・前掲注26) 182頁。

った当事者の保護が優先されるべきことに求められていることから⁵⁵⁾、同項は、前訴において一切手続保障が与えられなかった第三者についても準用し、第三者に対する出訴期間の制限は不要と思われる。また、第三者再審の要件については、裁判所は、決定手続ではなく、判決手続で審判すべきである。

V ま と め

最決平成25年11月21日は、解釈上、第三者再審を認めはじめの判例であり、大きな意義を有するものと評価できる。しかし、解釈上、第三者再審が認められたとしても、再審事由の類推適用自体の当否及び再審事由の類推適用を経由した場合の手続上の問題点について明確化を要することから、根本的な解決策として、立法上、第三者再審制度の導入が待たれる。その意味で、台湾民訴法と中国民訴法の第三者再審制度は、日本法にとって、示唆的な視点を提供しうる。

第三者再審の訴えの原告適格については、台湾民訴法と中国民訴法は、判決効が及ぶ第三者に認められるという点で共通するが、判決効の相対性の原則の有無により、かかる第三者に及ぶ判決効の内容が異なる。日本では、立法政策として、判決の効力を受ける第三者の保護のために、第三者再審制度の導入が提案されるから、私見は、日本法のもとにおいて、第三者再審の訴えの原告適格を判決効が及ぶ者に限定すべきと考える。

第三者再審の訴えの要件としては、台湾民訴法は、第三者が前訴に参加しなかったことを要するが、詐欺訴訟であるか否かを問わない。台湾民訴法の第三者再審制度は、職権による訴訟告知の事前的手続保障と併せて、事後的な手続保障を第三者に与えることを通じて、第三者の手続的利益を保護することを目的とするためである。これに対して、中国民訴法の第三者再審制度は、詐欺訴訟を抑止し、第三者の実体的利益を保護することを目

55) 笠井=越山・前掲注50) 1150頁（林昭一執筆部分）。

的とするため、第三者再審の訴えの要件として、第三者が前訴において手続保障を与えられなかったことと、前訴が詐害訴訟であることの2つが要求される。前述のとおり、日本では、学説上、詐害再審の復活が従来議論されてきたこと、解釈上、第三者再審を認めた判例として、今回の最決平成25年11月21日においても、前訴が詐害訴訟であることが明らかであること、現在、第三者再審制度を導入する立法提案が、前訴が詐害訴訟であることを要するとすることなどから、私見は、日本法のもとにおいて、第三者再審の訴えの要件として、前訴が詐害訴訟であることと、第三者が前訴において手続保障を与えられなかったことの2つを必要とする。なお、当事者による適切な訴訟追行若しくは裁判所による職権探知的審理などの代替的手続保障、又は、訴訟告知の事前的手続保障が、前訴において第三者に与えられたときは、更に補充的な制度としての第三者再審の事後的手続保障を第三者に与える必要はない。また、第三者が前訴に参加しなかったことについて自己の責めに帰することができると思われるときは、当該第三者が手続権を与えられたにもかかわらずそれを行使していないとみなされ、更に当該第三者に第三者再審の事後的手続保障を与える必要はない。

第三者再審の訴えに対する判決の効力については、台湾民訴法は、前訴の確定判決を、第三者との関係においてのみ相対的に取り消すとするのに対して、中国民訴法は、前訴の確定判決を、前訴の当事者間においても絶対的に取り消すとする。私見は、日本法のもとにおいて、処分権主義の見地から、原則として、取消しの効果を相対的なものとし、前訴の訴訟物である権利関係又は法律関係が前訴の当事者と第三者について合一にのみ確定する必要があると思われるときは、例外的に、取消しの効果を絶対的なものとすべきと考える。

〔付記〕本稿執筆に際し、2014年7月11日に開催された中央大学民事手続法勉強会にて報告する機会を頂き、席上、諸先生方より貴重な御教示、御指摘を頂戴いたしました。この場をお借りして衷心より厚く御礼申し上げます。